

## 平成31年白老町議会第1回定例会2月会議会議録（第2号）

平成31年 2月19日（火曜日）

開 議 午前 9時58分

散 会 午前10時20分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

---

### ○会議に付した事件

議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

---

### ○出席議員（13名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

4番 広地紀彰君	5番 吉田和子君
6番 氏家裕治君	

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副	町	長 古俣博之君
副	町	長 岩城達己君
教	育	長 安藤尚志君

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	本間弘樹君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日2月19日は休会の日ですか、議事の都合により、特に第1回定例会2月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前9時58分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、4番、広地紀彰議員、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催しました議会運営委員会での、本会議運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成31年白老町議会第1回定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により2月会議を再開することとしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成31年第1回定例会2月会議の運営の件であります。

定例会2月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、条例の一部改正の1件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、2月会議の開会は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第5号 特別職の職員旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議案に供します。

提案の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本議案の説明の前にお時間をいただき、私のほうから本件の取り扱いについて、一言申しあげたいと思います。

昨年11月9日の議会全員協議会にお示ししたとおり、バイオマス燃料化事業については平成29年5月に実施された会計検査院の実施検査により、本町で活用した地域バイオマス利活用交付金は、補助目的に達していないこと、今後の交付金場としての施設稼働が見込めないことなどの指摘を受け、結果として国へ返還することとなり、さらには今後の町単独での燃料化施設の運営は困難である方向性を踏まえバイオマス事業を廃止することといたしました。このバイオマス事業につきましては、これまでご説明しておりましたが、固形燃料の塩素濃度を0.3%以下の基準を満たすため、町の責任において行うこととしていた塩素濃度の軽減対策のための副資材を十分確保できなかったこと、度重なる機械設備等の故障によるトラブルの対応や、塩素濃度の希釈調整に時間を要したこと。さらには平成25年1月及び平成27年6月との2度の火災に見舞われ固形燃料生産に著しく支障をきたすなど、当初計画どおりに進めることができませんでした。そのため、目標とした1万1,000トンという生産量が確保できなかったため収入の減少を招き、施設運営経費の収支均衡が図れず、結果として町財政に大きな負担をかけることとなり、財政健全化プランの計画に沿って暫定的に運営規模を縮小せざるを得ない結果となりました。こうした状況を踏まえ本事業の廃止決定を議会にお示しするとともに、ことしに入り去る1月28日、29日、31日の3日間において町民説明会を開催いたしました。当初計画や原因究明のあり方などについて厳しいご指摘を受け、改めて責任の重さを受けとめたところであります。こうした意見をしっかりと受けとめ今後の教訓としながら、先般決断させていただいたように本事業については、私の責任において整理させていただきます。従いましてこの事業の一つの区切りにあたって、執行責任者として年度中にけじめをつけるために本議案を提出いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1をお開きください。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成31年2月19日提出、白老町長。

改正分の朗読は省略させていただきます。

次に、附則でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページをお開きください。議案説明でございます。議案説明、特別職の職員の給与については、本町の財政健全化に向けた取り組みとして、特別職の給与の自主削減を継続しているが、白老町バイオマス燃料化施設の設置補助金の一部と建設償還金を一括返還する事態となり、平成31年3

月をもって同施設を閉鎖することとしたことから、特別職としての責任を重く受けとめ、現在の削減（町長20%、副町長17%）に加え、平成31年2月分及び3月分の給料額を更に町長は10%、副町長は7%の削減を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表は記載のとおりであります。

次に、議案説明資料により改正の内容を説明いたします。議案説明資料、理事者給与条例の改正についてをお開きください。

バイオマス燃料化施設の閉鎖に伴う特別職の給料削減についてであります。このたびの白老町バイオマス燃料化施設にかかわる補助金などの返還に至る経過等について、町民説明会において報告したところでありますが、改めて特別職としての責任を重く受けとめ、早期にその責を果たすため2月分と3月分の年度内において給料削減を行うものであります。

表でございますが、町長につきましては削減率10%、削減額の合計が2カ月で17万円でございます。副町長につきましては削減率7%、削減の額の合計が一人当たり9万5,480円でございます。なお、この減額は現在行っている財政健全化のための自主削減に加えて実施するものでございます。現在行っている自主削減については記載のとおりでございますので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑がありますかたはどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 何もないようですから、私はこのバイオマス事業に関しては最初から随分言ってきたつもりですが、この10年たつて町長の責任の取り方が示されました。難しい話を抜きにして、前回の一般質問等でもあったように、そしてまた町長は失敗を認める。こうはっきりと認めただけであります。この失敗も34億円余りのお金を投入して、例えば町長の示された責任案は、町幹部3人で36万980円ですか。この責任の取り方云々、こういうことを私は申し上げるわけでありませぬ。税の使いみち、これは町民がその責任の取り方を評価するものであると私は思っております。私も長く議員をやっているのですが、この長い間でも町長が自ら大型事業の失敗を認めたというケースは、私はいままでそんなにはなかった。というよりも初めてだと思っております。

最近、この議会の中で大型事業に対するいろいろな議論が、このバイオマス事業ばかりでなく、港の第3商港区、町立病院も町民の大きな関心を持ちながらなかなか先に進まない。なぜこのだろうと私が考えるには、やはりこの議場は議論をする場です。その議論をする場で十分に議会と理事者と、責任を取る前に議論の仕方が足りないから、私はずっと事業に対してもめてくるのかなと思います。私は、責任というのは大型事業をやる前に十分に議論をして進めれば、私は失敗とか成功とか問うべきものではない。大きな事業に失敗はある。ただ、その議論不足がいい悪い抜きにして続くのだと。今後こういうことのないように十分に大きな事業の前は議会で十分に議論して、町民が十分にそれを理解してやるのが、このような責任の取り方にならないのではないかと思いますから、今後は十分な議論が必要だと思っております。

バイオマス事業は、このような形になったのですが、今は廃止でなく停止ですね。今後施設がどうなっていくのかという議論が残るわけです。今までの議論は町長の責任の取り方もあったのです

が、これは前理事者の事業の継続ですから、こういう議論で終わるのですが、私はここで1回、責任の示し方によってこの事業は終わったわけでありましたが、しかしながらきれいに終わったわけではなく施設のこれからの方向性というのがあるわけですが、このところの説明を町長の任期中にきちんと説明を終わらせるべきなのですが、先般1年以内というのですが、町長の任期ももういくらもないわけです。できれば任期中にきちんとバイオマス事業の方向性を町民にわかりやすく説明するのが、このバイオマス事業は終わったのですが、施設のこれからの方向性をきちんと示しておくことが、このバイオマス事業の責任の取り方とけじめのつけ方だと思うのですが、そこの考え方をもう一つお聞きしたいのと。

あの事業に携わっている、働いている方がいるわけです。その方々は、くじ引きみたいに一番最後のしっぽなのです。これまでやってこられたわけですがこの方々の処遇はどうするのか。このことを聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） その前に私のほうから松田委員にお聞きしますけれども、この提案案件については異論がないということによろしいですか。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） これはありません。認めます。

○議長（山本浩平君） この2点について質問がありましたので、お答え願います。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 私のほうから、現在、職員の処遇の関係についてお答えさせていただきます。現在5名の方が配置されておりますが、昨年から処遇に関しましては今後の意向ということで、何とか個人個人と面談をさせていただいております。今のところ次年度の予算がこれからになりますけれども、2名ほどの方には継続をいただくような形の取り扱いと、一番若い方については、現時点でほかの職場探しということではほぼ内定いただいております。あとのお二人に関しましては、年齢が60歳代ということもありまして、今後につきましては自分たちのほうでということを考えていただくのと、全て決まってはおりませんが、何か職場として生活ございますので、そういった部分では丁寧な対応をさせているところで、今のところは2名の方は継続協議中ということになっております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣弘之君） 松田議員のほうから今回のバイオマス事業の最終的な部分というかこのバイオマス問題に、一区切りのあり方について、ご指摘を含めて今後の対応のあり方、そしてこれまでのバイオマス事業に対するあり方についてご指摘をいただきました。

確かに、議論不足というところはこれまでもたくさん、私がこの職に就いてからもこのバイオマス施設について議論はしてきましたし、どういう結論を出すかということも常に悩みながら議会のほうも、それから私たち町側もその対応について協議を、議論をしてきたところでございます。今後のことにつきましては十分議会と行政がしっかりとした深い議論を進めていけるために、私どもも政策形成にあたってはしっかりとしたものを議会のほうへご提示を申し上げ、改めて議会のご意見も踏まえながら政策づくりの道筋を考えながら前に進む方向を示してまいりたいと思っております。今回のことを一つ大きな教訓として受けとめて、今後の事業のつくり方については充分充分心

してかかわってまいりたいと考えております。

もう1点の今後の施設の方向性でございます。先日、議会のほうにも、町民説明会においてもお示し申しあげたように、まずは期間としては1年かけてこの施設の活用を図る状況をつくり出したいということで進めてまいりたいと考えております。そのことについては、今扱っている燃料ごみの扱い、それからペットボトルの扱いについては、再度議会のほうへは全員協議会もお開きをいただきながら今後の方向をお示しをして、そこでまたいろいろとご審議いただきたいと思っております。

方向性が、なるべく早くということは今お話があったように、町長の任期中にはこの施設の方向性を見つけ出したいということで、一生懸命いろいろな方面からの問い合わせを含めて対応はしていかなければならないと思っておりますので、その辺のところを逐次、その状況を踏まえて議会、町民の皆様方にはその報告も申し上げ、議論もさせていただきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。

明日2月20日から3月31日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治